

令和5年1月29日執行

知内町長選挙及び知内町議会議員補欠選挙

選挙公営（公費負担）に係る様式集

【記載例】

知内町選挙管理委員会

目 次

第1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

① 選挙運動用自動車運送契約書	2
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	3
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	4
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	5
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	6

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

① 選挙運動用自動車車両貸借契約書	8
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	9
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	10
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	11
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	12

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

① 選挙運動用自動車燃料供給契約書	14
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	15
③ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	16
④ 選挙運動用自動車燃料代確認書	17
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	18
⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	19
⑦ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代)	20

(3) 自動車の運転手との契約による場合

① 選挙運動用自動車運転契約書	22
② 選挙運動用自動車使用契約届出書	23
③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	24
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	25
⑤ 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・運転手)	26

第2 選挙運動用ビラの作成

1	選挙運動用ビラ作成契約書	28
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	29
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	30
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	31
5	選挙運動用ビラ作成証明書	32
6	請求書（選挙運動用ビラの作成）	33
7	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	34

第3 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書	36
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	37
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	38
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	39
5	選挙運動用ポスター作成証明書	40
6	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	41
7	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	42

参考資料

公費負担契約の印紙税法適用について	43
-------------------	----

第 1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

選挙運動用自動車運送契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という）と
法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の運送につ
 いて、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車登録番号
 又は車両番号 函館●●● わ ●●-●●
- 3 台数 1 台
- 4 使用期間 令和 5 年 1 月 24 日から
 令和 5 年 1 月 28 日まで 5 日間
- 5 契約金額 275,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
 （内訳）1 日 55,000 円（税込）× 5 日間

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物 **公費限度額は 64,500 円** 規定により知内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、**消費税を含めた額** 内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき知内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が知内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 ● 日

契約は告示日前でも可能

**住所、氏名は候補
 者届出書と一致**

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所 上磯郡知内町字●●△△番地△△

氏名 戸籍名を記載 印

乙 住所（所在地）上磯郡知内町字●●△△番地△△

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名 ●● ●● 印

**法人の場合は代表者印、
 個人の場合は個人印**

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日は告示日以降の日

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約書と同一の内容を記載

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和5年1月24日～1月28日	275,000円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第10号その1(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載

印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

記

契約書と同一の内容を記載

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 函館●●●わ●●-●●	令和5年1月24日	55,000円	
〃	令和5年1月25日	55,000円	
〃	令和5年1月26日	55,000円	
〃	令和5年1月27日	55,000円	
〃	令和5年1月28日	55,000円	

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が知内町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、知内町に支払を請求することができません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、知内町に支払を請求することができません。

選挙期日後の日付であること

令和5年●月●日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

知内町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

知内町字●●△△番地
(株) ●●●●
代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 275,000円 公費負担限度額(322,500円)以下であること
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 振 込 先 金融機関名 ●●銀行 本店・ ●●支店
ふりがな ●● ●●
口座名 ●● ●●
口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。

(別紙) その1

証明書に記載された
運送年月日を記入

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運 送 金	基 準 限 度 額(B)	請 求 金 額(C)	備 考
令和5年1月24日	<u>55,000</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>55,000</u> 円	<u>64,500</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>64,500</u> 円	<u>55,000</u> 円	
令和5年1月25日	<u>55,000</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>55,000</u> 円	<u>64,500</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>64,500</u> 円	<u>55,000</u> 円	
令和5年1月26日	<u>55,000</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>55,000</u> 円	<u>64,500</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>64,500</u> 円	<u>55,000</u> 円	
令和5年1月27日	<u>55,000</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>55,000</u> 円	<u>64,500</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>64,500</u> 円	<u>55,000</u> 円	
令和5年1月28日	<u>55,000</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>55,000</u> 円	<u>64,500</u> 円× <u>1</u> 台 = <u>64,500</u> 円	<u>55,000</u> 円	
	円×1台	円×1台		
	=	=		
	円×1台	円×1台		
	=	=		
計			<u>275,000</u> 円	

契約書の金額と一致

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の金額と一致

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

選挙運動用自動車車両貸借契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載 （以下「甲」という。）と
 法人の名称（個人の場合は個人名） （以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する
 自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車登録番号
 又は車両番号 函館●●● わ ●●-●●

3 台数 1 台

4 使用期間 令和 5 年 1 月 24 日から
 令和 5 年 1 月 28 日まで 5 日間

5 契約金額 55,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
 （内訳）1 日 11,000 円（税込）× 5 日間

6 使用上の義務等
 甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことには、 款に従う
 義務を負う。

公費限度額は 16,100 円
 消費税を含めた額

7 請求及び支払い
 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により知内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき知内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が知内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

8 その他
 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 ● 日 契約は告示日前でも可能

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所、氏名は候補者届出書と一致 住所 上磯郡知内町字 ●●△△番地△△
 氏名 戸籍名を記載 印

乙 住所（所在地） 上磯郡知内町字 ●●△△番地△△

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）
 代表者氏名 ●● ●● 印

法人の場合は代表者印、
 個人の場合は個人印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日は告示日以降の日

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 (株)●●●● 代表取締役 ●●●●	函館●●● わ●●● ●●	令和5年1月●日 ～●日	55,000円	
燃料代	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 (株)●●●● 代表取締役 ●●●●	見込額を記入		16,600円	10,166円 (税込)
運転手の雇用	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 ●●●●		令和5年1月●日 ～●日	60,000円	

備考

単価契約した単価を記入

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

契約書と同一の内容を記載

記

運送等契約区分 (該当する番号に○印をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	② 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 函館●●●わ●●-●●●	令和5年1月24日	11,000円	
〃	令和5年1月25日	11,000円	
〃	令和5年1月26日	11,000円	
〃	令和5年1月27日	11,000円	
〃	令和5年1月28日	11,000円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が知内町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、知内町に支払を請求することができません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、知内町に支払を請求することができません。

選挙期日後の日付であること

令和5年●月●日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

知内町長

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

知内町字●●△△番地
(株) ●●●●
代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額 (80,500円)
以下であること

1 請求金額 55,000円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

4 候補者の氏名 戸籍名を記載

5 振 込 先 金融機関名 ●●銀行 本店・ ●●支店

ふりがな

口座名

口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。

(別紙)その2

証明書に記載された
運送年月日を記入

内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年1月24日	11,000円×1台 = 11,000円	16,100円×1台 = 16,100円	11,000円	
令和5年1月25日	11,000円×1台 = 11,000円	16,100円×1台 = 16,100円	11,000円	
令和5年1月26日	11,000円×1台 = 11,000円	16,100円×1台 = 16,100円	11,000円	
令和5年1月27日	11,000円×1台 = 11,000円	16,100円×1台 = 16,100円	11,000円	
令和5年1月28日	11,000円×1台 = 11,000円	16,100円×1台 = 16,100円	11,000円	
	円×1台 円	円×1台 円		
	円×1台 円	円×1台 円		
計			55,000円	

契約書の金額と一致

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の金額と一致

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(2) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

選挙運動用自動車燃料供給契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和5年1月24日から令和5年1月28日まで
- 2 供給場所 所在地 知内町字●●△△番地
名 称 ●●●●●
- 3 自動車登録番号
又は車両番号 函館●●● わ ●●-●●
- 4 単 価 単価1ℓ当たり 166円 00銭（消費税を含む）
- 5 契約金額 上記の単価に期間中の供給送料を乗じた額（1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。
- 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき知内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が知内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年1月●日

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所、氏名は候補
者届出書と一致

住 所 上磯郡知内町字●●△△番地△△
氏 名 戸籍名を記載 印

乙 住所（所在地）上磯郡知内町字●●△△番地△△
名 称 法人の名称（個人の場合は個人名）

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

代表者氏名 ●● ●● 印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日は告示日以降の日

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役 ●● ●●	函館●●●わ●●●●	令和5年1月●日～●日	55,000円	
燃料代	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役 ●● ●●	見込額を記入		16,600円	10,166円(税込)
運転手の雇用	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地●● ●●		令和5年1月●日～●日	60,000円	

備考

単価契約した単価を記入

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第4号(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次の選挙運動用自動車の燃料代につき、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	令和5年1月●日
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	函館●●● わ ●●-●●
4 確認申請金額	8,000円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額(A)	7,000円	7,000円
今回の購入金額(B)	8,000円	8,000円
燃料代計 (A)+(B)	15,000円	15,000円
備考		

一致

燃料の購入金額を記載

購入金額のうち、公費負担額を受ける金額を記載を記載

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額(A)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第7号(第3条関係)

確認番号第●●号

選挙運動用自動車燃料代確認書

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和5年●月●日

知内町選挙管理委員会委員長 小田島 伸二



記

- 1 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 ●● ●●
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 函館●●● わ ●●-●●
- 4 確認金額 8,000円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は知内町に支払を請求することはできません。

様式第10号その2(第5条関係)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり燃料の供給を受けたことを証明します。

契約書と同一の内容を記載

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●			
燃料供給年月日	自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年1月24日	函館●●● わ ●●-●●	20 ^{リットル}	3,320円	
令和5年1月25日	函館●●● わ ●●-●●	15 ^{リットル}	2,490円	
令和5年1月26日	函館●●● わ ●●-●●	35 ^{リットル}	5,810円	
令和5年1月27日	函館●●● わ ●●-●●	10 ^{リットル}	1,660円	
令和5年1月28日	函館●●● わ ●●-●●	20 ^{リットル}	3,320円	

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が知内町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、知内町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第13号(第6条関係)

選挙期日後の日付

令和5年●月●日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

知内町長

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

知内町字●●△△番地

(株) ●●●●

代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額 (38,500円)

以下であること

1 請求金額 16,600円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

4 候補者の氏名 戸籍名を記載

5 振 込 先 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店

ふりがな ●● ●●

口座名 ●● ●●

口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。

(別紙) その3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

契約書と同一の内容を記載すること

販売年月日	自動車登録番号又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
令和5年 1月24日	函館●●●わ ●●-●●	166円×20リットル = 3,320円			
令和5年 1月25日	函館●●●わ ●●-●●	166円×20リットル = 3,320円			
令和5年 1月26日	函館●●●わ ●●-●●	166円×20リットル = 3,320円			
令和5年 1月27日	函館●●●わ ●●-●●	166円×20リットル = 3,320円			
令和5年 1月28日	函館●●●わ ●●-●●	166円×20リットル = 3,320円			
令和 年 月 日		円 × リットル = 円			
令和 年 月	選挙運動用自動車使用証明書に記載された燃料供給年月日を記載	円 × リットル 円			
令和 年 月		円 × リットル 円			
計(税込)		16,600円	38,500円	16,600円	

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、知内町選挙管理委員会が交付した選挙運動用自動車燃料代確認書に記載されている選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 「自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額(A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 4 「基準限度額(B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 5 「請求金額(C)」の計欄には、「販売金額(A)」の計欄又は「基準限度額(B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第1 選挙運動用自動車の使用

2 その他の契約(個別契約方式)による場合

(3) 自動車の運転手との契約による場合

選挙運動用自動車運転契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 5年 1月 24日から
令和 5年 1月 28日まで 5日間
原則として、毎日 8時 00分から 20時 00分まで

- 2 自動車登録番号
又は車両番号 函館●●● わ ●●-●● **公費限度額は 12,500 円
消費税を含めた額**

- 3 契約金額 60,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳）1日につき 12,000円

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により知内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき知内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が知内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者各 1 通を各自 1 通を保有する。

契約は告示日前でも可能

令和 5年 1月 ●日

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所、氏名は候補者届出書と一致

住 所 上磯郡知内町字●●△△番地△△

氏 名 戸籍名を記載 印

乙 住所（所在地）上磯郡知内町字●●△△番地△△

氏 名 ●● ●● 印

様式第1号(第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日は告示日以降の日

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

契約書と同一の内容を記載

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
			自動車登録番号又は車両番号	借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役 ●● ●●	函館●●●わ●●-●●	令和5年1月●日～●日	55,000円	
燃料代	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地(株)●●●●代表取締役 ●● ●●	見込額を記入		16,600円	10,166円(税込)
運転手の雇用	令和5年1月●日	知内町字●●△△番地●● ●●		令和5年1月●日～●日	60,000円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「自動車登録番号又は車両番号」には、「自動車の借入れ」にあっては借り入れる選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載し、「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

単価契約した単価を記入

様式第10号その3(第5条関係)

証明日を記載(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり運転手を雇用したことを証明
契約書と同一の内容を記載
記

運転手の氏名及び住所		
上磯郡知内町字●●△△番地△△ ●● ●●		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年1月24日	12,000円	選挙運動用自動車の運転業務に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載
令和5年1月25日	12,000円	
令和5年1月26日	12,000円	
令和5年1月27日	12,000円	
令和5年1月28日	12,000円	

備考

- この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が知内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は知内町に支払を請求することができません。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者が指定した運転手以外の運転手は、知内町に支払を請求することができません。

選挙期日後の日付であること

令和5年●月●日

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

知内町長

氏名又は名称及び住所 知内町字●●△△番地
並びに法人にあっては (株) ●●●●
その代表者の氏名 代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

公費負担限度額 (62,500 円)

以下であること

- 1 請求金額 60,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 振込先 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店
ふりがな ●● ●●
口座名 ●● ●●
口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号又は車両番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写し)とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。

(別紙) その4

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 額 (A)	基 準 限 度 額(B)	請 求 金 額(C)	備 考
令和5年1月24日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年1月25日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年1月26日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年1月27日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年1月28日	12,000円	12,500円	12,000円	
計	60,000円	62,500円	60,000円	

備考 「請求金額(C)」欄には、(A)欄又は(B)欄のうち、いずれか少ない方の額を記載
してく

選挙運動用自動車使用証明書
に記載された雇用年月日・報
酬額を記入

請求書の請求額と一致

第2 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|---|
| 1 | 品名 | 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ | 法令規格(A4 サイズ) |
| 2 | 規格 | <u>長さ29.7cm×幅21cm</u> | 長 5,000 枚 |
| 3 | 数量 | <u>4,500</u> 枚 | 議員 1,600 枚 |
| 4 | 契約金額 | <u>33,750</u> 円（消費税及び地方消費税）
（内訳）単価 <u>7</u> 円 <u>50</u> 銭× <u>4,500</u> 枚 | （長・議員ともに2種類以内）
公費限度額は <u>7</u> 円 <u>73</u> 銭
消費税を含めた額 |
| 5 | 納入期限 | 令和 <u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>●</u> 日 | |
| 6 | 請求及び支払い | | |

告示日前でも可能だが、契約日以降となることに注意

この契約に基づく契約金額は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属することになった場合、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5年 1月 ●日

契約は告示日前でも可能

住所、氏名は候補者届出書と一致

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所

上磯郡知内町字●●△△番地△△

氏名

戸籍名を記載 印

乙

住所（所在地）

上磯郡知内町字●●△△番地△△

名称

法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名

●● ●● 印

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

届出日を記載（告示日以降の日付）

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容を記載

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●	4,500枚	33,750円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 選挙運動用ビラの種類ごとに見本を2枚添付してください。（この届出書を提出する際に見本が作成されていない場合は、見本の作成後直ちに当該見本を提出してください。）

様式第5号（第3条関係）

届出日は告示日以降の日

令和5年1月●日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和5年1月●日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあつてはその

代表者の氏名 知内町字●●△△番地

(株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●

3 確認申請枚数 4,500枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	4,500枚	4,500枚
枚数計 (a) + (b)	4,500枚	4,500枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第8号（第3条関係）

確認番号第 ●●号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会

委員長 小田島 伸二 印

記

- 1 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 3 確認枚数 4,500枚

備考


- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、知内町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行（納品）後の日付
であること

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載 

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

記

契約書と同一の内容を記載

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●●●●
作成枚数	4,500枚
作成金額	33,750円
備考	実際に作成したビラの枚数及び金額を記載

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が知内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、豊浦町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 町議会議員選挙
 - ア. 枚数 1,600枚
 - イ. 限度額 作成単価（7円73銭を超えるときは、7円73銭）×当該作成枚数 = 限度額
 - (2) 町長選挙
 - ア. 枚数 5,000枚
 - イ. 限度額 作成単価（7円73銭を超えるときは、7円73銭）×当該作成枚数 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

知内町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
知内町字●●△△番地
(株) ●●●●
代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 33,750 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書記載のとおり
- 3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 ●● ●●
- 5 振 込 先

●町長選挙
公費負担限度額 (38,650 円)
以下であること
●町議会議員選挙
公費負担限度額 (12,368 円)
以下であること

口座開設金融機関名	支店名	預金の種類	口座番号
●●	●●支店	普・当	●●●●●●●●
ふりがな	●●●●●●●●		
口座名義人	●● ●●		

※ この請求についての連絡先を記入してください。

電話番号	●●●●●●-●●-●●●●●●	事務担当者名	●● ●●
------	------------------	--------	-------

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、知内町選挙管理委員会が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名

戸籍名を記載

作成枚数			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
7.50	4,500	33,750	7.73	5,000	38,650	7.50	4,500	33,750

選挙運動用ビラ作成枚数確認書の
「3. 確認枚数」と一致

備考

- 1 D欄には、「7円73銭」を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第3 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書

知内町（長・議会議員）選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 法人の名称（個人の場合は個人名）（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定 **法令規格**
- 2 規格 長さ42cm×幅30cm
- 3 数量 37 枚
- 4 契約金額 222,000円（消費税及び地方消費税を含む） **上限枚数（掲示場数）**
（内訳）単価 6,000円 00銭 × 37枚

- 5 納入期限 令和 5 年 1 月 ● 日 **公費限度額は9,089円**
- 6 請求及び支払い **消費税を含めた額**
この契約に基づいて、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属する限りにおいて、乙は、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の費用として、甲が知内町に請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを定時に行わなければならない。この場合において、乙が知内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により知内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

- 7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5 年 1 月 ● 日 **契約は告示日前でも可能**

甲 知内町（長・議会議員）選挙候補者

住所 上磯郡知内町字●●△△番地△△

氏名 戸籍名を記載 印

乙 住所（所在地）上磯郡知内町字●●△△番地△△

名称 法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者氏名 ●● ●● 印

住所、氏名は候補者届出書と一致

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印

届出日を記載（告示日以降の日付）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容を記載

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たり単価	
令和5年1月●日	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●	37 枚	222,000 円	6,000 円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第6号(第3条関係)

届出日は告示日以降の日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和5年1月●日

知内町選挙管理委員会委員長

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契 約 年 月 日	令和 5年 1月 ●日
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●
3 確 認 申 請 枚 数	37枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	0枚	0枚
今 回 の 枚 数(B)	37枚	37枚
枚 数 計 (A) + (B)	37枚	37枚
備 考		

一致

備考

- この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第9号(第3条関係)

確認番号第 ●●号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 5年 ●月 ●日

知内町選挙管理委員会委員長 小田島 伸二



記

- 1 令和 5年 1月 29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 3 確認枚数 37枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は知内町に支払を請求することはできません。

様式第12号(第5条関係)

契約の履行後(納品後)
の日付であること

選挙運動用ポスター作成証明書

令和5年●月●日

令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙

候補者 戸籍名を記載



次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

記

契約書と同一の内容を記載

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	知内町字●●△△番地 (株) ●●●● 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	37枚
作成金	222,000円 実際に作成したポスターの 枚数及び金額を記載
当該選挙におけるポスター 掲示場数	37か所

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が知内町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、知内町に支払を請求することができません。

選挙期日後の日付であること

令和5年●月●日

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

知内町長

氏名又は名称及び住所 知内町字●●△△番地
並びに法人にあっては (株) ●●●●
その代表者の氏名 代表取締役 ●● ●● (印)

知内町議会議員及び知内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 222,000 円 公費負担限度額 (336,293 円) 以下であること
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年1月29日執行 知内町長選挙・知内町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 戸籍名を記載
- 5 振込先 金融機関名 ●●銀行 本店・●●支店
ふりがな ●● ●●
口座名 ●● ●●
口座番号 (総合・当座・普通 ●●●●●●●●)

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、知内町選挙管理委員会が選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、知内町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

候補者氏名 戸籍名を記載

当該選挙 における ポスター 掲示 場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所 37	円 <u>6,000</u>	枚 <u>37</u>	円 <u>222,000</u>	円 <u>9,089</u>	枚 <u>37</u>	円 <u>336,293</u>	円 <u>6,000</u>	枚 <u>37</u>	円 <u>222,000</u>	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

参考資料

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

	一般運送契約 (ハイヤー方式)		印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書 ・ 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 ・ 10 万円超～50 万円以下 400 円 ・ 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
選挙運動用 自動車	その他の契約 (個別契約方式)	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 ・ 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円